

25-02 情報公開及び広報広聴事業

『合併協定項目(案)』

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) ホームページの開設

速やかに新市のホームページを開設し、各市町のホームページは合併後も1年程度維持。

(2) 情報公開

情報公開法に基づき積極的に公開。

(3) 市町政懇談会

(4) 広報誌

2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 個人情報保護

(2) 市長の資産公開

3 音別町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 行政手続条例

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 各市町の現行に基づき統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) ホームページの開設	07 - 01 - 01 - 01	速やかに新市のホームページを開設し、各市町のホームページは合併後も1年程度維持
	(2) 情報公開	07 - 03 - 01 - 01 【先行調整項目】	情報公開法に基づき積極的に公開 旧市町文書の請求場所と公開場所は合併時までに検討
	(3) 広報誌	21 - 01 - 01 - 01	発行は月1回とし、合併後1年程度で地域に合った配布方法を検討(配布を担う音別町の行政協力委員制度は合併時までに調整) 釧路市で実施している点字・声の広報及びTV広報は引き継ぐ
	(4) 市町政懇談会	21 - 01 - 01 - 03	
	(5) 行政に対する投書等その他の広聴制度	21 - 01 - 01 - 04	広報誌への回答掲載は新市で調整
	(6) 市町要覧	21 - 01 - 01 - 05	速やかに新市で再編
	(7) 陳情の受理	21 - 01 - 02 - 01	
	(8) その他の主要な広報広聴事務事業	21 - 01 - 03 - 01	釧路市の記者クラブ対応は現行を引き継ぐ 阿寒町の地域担当職員制度は再編
	(9) 苦情処理	21 - 02 - 03 - 01	新市においても専門セクションで対応
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 個人情報保護	07 - 03 - 02 - 01	情報セキュリティー対策は適確な措置を講じる
	(2) 市長の資産公開	07 - 03 - 03 - 01	
	(3) 市町政モニター制度	21 - 01 - 01 - 02	行政区域が広大になるためモニター登録を速やかに調整
	(4) 本庁における庁内案内	21 - 02 - 04 - 01	専任職員を配置
3 音別町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 行政手続条例	03 - 06 - 01 - 01	